

別添



保医発第0331005号
平成20年3月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管課
後期高齢者医療主管課（部）長
地方厚生（支）局长

殿

厚生労働省保険局医療課長

治療用装具の療養費支給基準について

標記については、昭和36年7月24日付保発第54号通知により運用されているところであるが、今般、同通知中記1により療養費支給基準とされている障害者自立支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、平成20年3月31日厚生労働省告示第147号をもって改正されたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、料金算定方については当該都道府県の障害福祉主管課（部）等との連携をとりつつ、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、参考として、下記の資料を送付する。

(資料)

- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
- 障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の改正について」（平成20年3月31日障発第0331001号）

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年9月29日

厚生労働省告示第528号

[一部改正]

第1次改正 平成19年6月29日厚生労働省告示第231号

第2次改正 平成20年3月31日厚生労働省告示第147号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第19項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第5項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の100分の103に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の100分の105に相当する額とする。
 - 一 別表の1の(5)の眼鏡（遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。）の購入
 - 二 別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の2の(5)の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の2の(5)の眼鏡の項中枠交換（遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るもの）を除く。）
 - 五 別表の2の(5)の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るもの）を除く。）
 - 六 別表の2の(5)の補聴器の項中イヤホン交換、重度難聴用イヤホン交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、眼鏡型平面レンズ交換及び骨導式ポケット型ヘッドバンド交換
 - 七 別表の2の(5)の車いすの項中クッション交換、フローテーションパッド交換、夜光反射板交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、泥よけ交換、屋外用

キャスター（エアー式等）交換、転倒防止用装置交換、滑り止めハンドリム交換、キャリパーブレーキ交換、フットブレーキ（介助者用）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換

八 別表の2の(5)の電動車いすの項中バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、転倒防止用装置交換、クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換、フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換

九 別表の2の(5)の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換

十 別表の2の(5)の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分歧装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帶電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換及び圧電素子式入力装置（スイッチ）交換

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第231号）

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入又は修理に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入又は修理に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第147号）

平成20年4月1日から適用する。

別 表

1 購入基準

(1) 義肢 — 殻構造義肢

名 称	型 式	使 用 材 料 ・ 部 品 及 び 工 作 法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。</p> <p>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれを使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>	
	作 業 用	<p>ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。</p> <p>その他は装飾用と同じ。</p>		
能動式	ハンド型手部付	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。</p> <p>コントロールケーブル（伝導索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その場合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>		
	フック部付型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>		

肩義手	装 飾 用	<p>肩継手は、可動で外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</p> <p>ハーネス(胸郭帶)は、義手を肩部によく落ちかせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</p> <p>その他は上腕義手装飾用と同じ。</p>	
	作 業 用	<p>肩継手は、必要に応じ固定できること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
	能動式普通用	<p>ハンド付型</p> <p>肩継手は、装飾用と同じ。</p> <p>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。</p> <p>外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。</p> <p>その他は上腕義手能動式と同じ。</p>	
		<p>フック付型</p> <p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>	
	能動式肩甲鎖骨切除用	<p>ハンド付型</p> <p>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</p> <p>肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</p> <p>その他は能動式普通用と同じ。</p>	
		<p>フック付型</p> <p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>	
	装 飾 用	上腕義手装飾用と同じ。	
	作 業 用	<p>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</p> <p>その他は上腕義手作業用と同じ。</p>	
	能 動 式	上腕義手能動式と同じ。	
前腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	

		<p>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</p> <p>切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</p>
作業用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>
能動式	長ハ 断ン 端ド 用型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長断端用には、前腕の回内外運動ができるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 中断端用には、肘の屈曲－伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないように留意すること。 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。
	長フ 断ツ 端ク 用型	
	中ハ 断ン 端ド 用型	
	中フ 断ツ 端ク 用型	
	短ハ 断ン 端ド 用型	<p>コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン单纖維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。</p>
	短フ 断ツ 端ク 用型	<p>肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行う</p>

		こと。	
手 義 手	装 飾 用	前腕義手装飾用と同じ	
	作 業 用	前腕義手作業用と同じ。	
	能 動 式	前腕義手能動式長断端用と同じ。	
手部義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。	
手指義手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。	
股 義 足	常 用 普 通	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帶鋼で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む。
	カ ナ	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	

	デイアシン式	<p>ること。</p> <p>ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。</p> <p>歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。</p> <p>カップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。</p> <p>両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。</p>	
	作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用普通と同じ。</p>	
大腿義足	常 用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
	吸着式常用	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。</p> <p>切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帶）を用いてもよ</p>	差込吸着式を含む。

			<p>いこと。</p> <p>S A C H足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p>その他は常用と同じ。</p>	
膝義足	常用		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>	
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は足部を除き、常用に同じ。</p>	
下腿義足	常用 (軽便式を含む)	普通	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分</p>	

		な配慮が必要であること。	
P T B 式	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。</p> <p>外装は、強化プラスチック仕上げとすること。</p> <p>膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。</p> <p>膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。</p> <p>適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時を行うこと。</p>	サイム切断を含む。	
P T S 式	<p>ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。</p> <p>採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。</p> <p>その他はP T B式と同じ。</p>		
K B M 式	<p>義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</p> <p>膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</p> <p>その他はP T S式と同じ。</p>		
作業用	<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は常用普通と同じ。</p>		
果義足	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作す	ピロゴフ切断を含む。	

		<p>ること。</p> <p>義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つよう留意すること。</p>	
足根中足 義足	鋼板入り	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。</p> <p>足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度をもたせること。</p> <p>足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。</p>	
	足袋型	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。</p> <p>断端から踵までを包み足袋型とすること。</p> <p>締付けは、前後いずれでもよいこと。</p> <p>足部は、牛なめし革を張り付けること。</p>	
足指義足		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</p>	

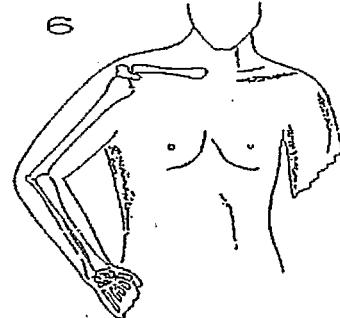
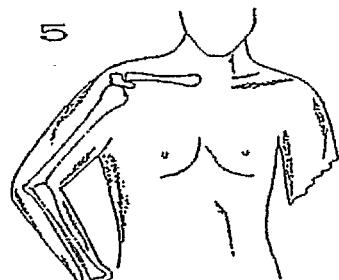
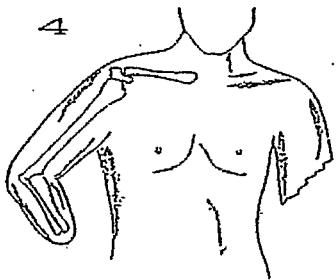
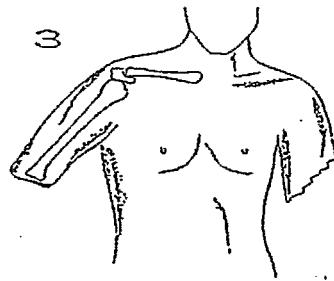
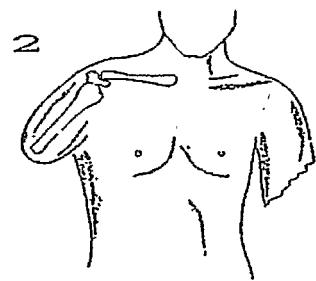
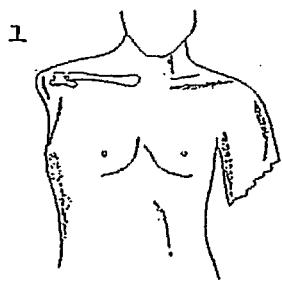
(注)

- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。

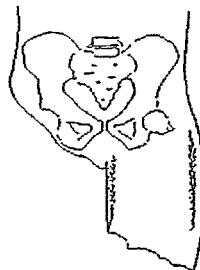
ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

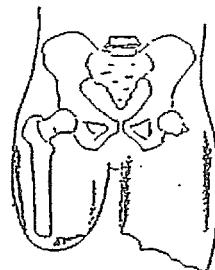
1 探型区分
A 義手



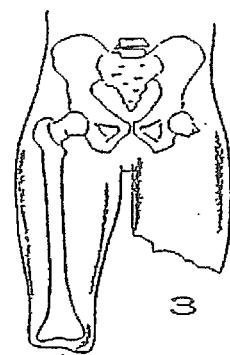
B 腿 足



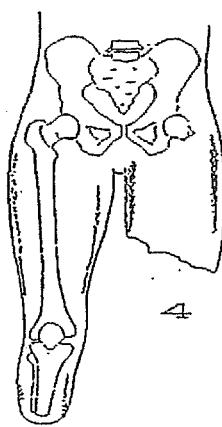
1



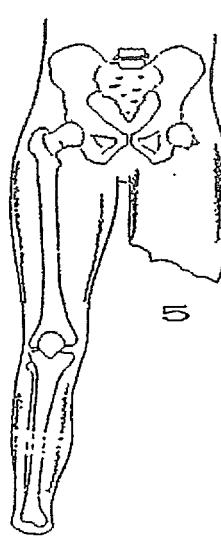
2



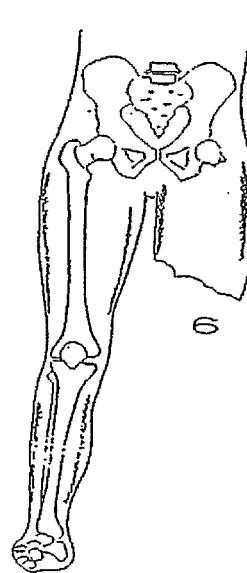
3



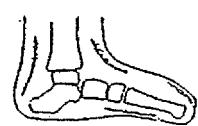
4



5



6



7

ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	31,000	肩甲胸郭間切断用は、12,200円増しとすること。
		作 業 用	31,000	
		能 動 式	41,300	
	A - 2	装 飾 用	33,000	吸着式は、24,000円増しとすること。
		作 業 用	33,000	
		能 動 式	38,800	
	A - 3	装 飾 用	30,100	吸着式は、24,000円増しとすること。
		作 業 用	30,100	
		能 動 式	34,900	
	A - 4	装 飾 用	29,200	顆上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
		作 業 用	29,200	
		能 動 式	30,700	
	A - 5	装 飾 用	26,500	
		作 業 用	26,500	
		能 動 式	30,200	
	A - 6	装 飾 用	10,200	
		作 業 用	10,200	
		能 動 式	15,300	
	A - 7	装 飾 用	8,100	
		作 業 用	11,800	
義 足 用	B - 1	受 皿 式	80,100	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
		カナディアン式	80,100	
	B - 2	差 込 式	50,100	短断端切断用キップシャフトは、46,000円増しとすること。
		ライナー式	90,800	
		吸 着 式	130,600	
	B - 3	差 込 式	48,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		ライナー式	67,300	
		吸 着 式	107,100	
	B - 4	差 込 式	37,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T B 式	58,400	
		P T S 式	72,400	
		K B M 式	74,800	
	B - 5	差 込 式	40,100	
		有 窓 式	60,400	
	B - 6		21,000	
	B - 7		16,100	

(注)

- 1 顆上支持式は、ミュンスターイタイプ及びノースウェスタンイタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、41,000円加算できること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	10,000	
		皮 革	8,150	
		熱硬化性樹脂	18,400	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	8,850	
		皮 革	10,800	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱可塑性樹脂	6,050	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	8,850	
		皮 革	11,700	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱可塑性樹脂	4,350	
	A - 4	アルミニウム、セルロイド	7,800	
		皮 革	10,700	
		熱硬化性樹脂	12,300	
		熱可塑性樹脂	4,250	
	A - 5	アルミニウム、セルロイド	9,350	
		皮 革	8,050	
		熱硬化性樹脂	11,700	
		熱可塑性樹脂	6,100	
	A - 6	セルロイド	7,650	
		皮 革	7,850	
		熱硬化性樹脂	9,500	
		熱可塑性樹脂	5,950	
	A - 7	皮 革	3,550	
		熱硬化性樹脂	3,550	
		熱可塑性樹脂	3,050	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	19,800	
		熱硬化性樹脂	32,400	
		熱可塑性樹脂	13,600	
	B - 2	木 製	44,200	エアクッションソケットは、13,900円増しとす ること。
		アルミニウム、セルロイド	13,200	
		皮 革	17,300	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価 格を加算することができる。
		熱硬化性樹脂	25,200	
		熱可塑性樹脂	14,800	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い

			樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとするこ と。
B-3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,300 16,900	エアクッションソケットは、13,900円増しとす ること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価 格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとす ること。
B-4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,600 15,700 22,800 11,900	エアクッションソケットは、12,700円増しとす ること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価 格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとす ること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 16,000 21,600 9,400	エアクッションソケットは、11,700円増しとす ること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとす ること。
B-6	セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,900 9,350 20,000 9,250	エアクッションソケットは、11,000円増しとす ること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い 樹脂注型を行う場合は、5,050円増しとす ること。
B-7	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,200 18,200 8,800	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
	A - 2	皮 革	3,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A - 3	皮 革	3,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A - 4	皮 革	3,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
	A - 5	皮 革	3,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
義 足 用	B - 1	皮 革	6,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,050	
	B - 2	皮 革	4,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
		皮革・フェルト	8,300	
		シリコーン	37,700	
	B - 3	皮 革	5,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,300	
		皮革・フェルト	9,150	
		シリコーン	40,600	
	B - 4	皮 革	3,800	

	軟性発泡樹脂	4,050	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,200	
	皮革・フェルト	7,150	
	シリコン	32,400	
B-5	皮革	4,050	
	軟性発泡樹脂	6,500	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,050	
B-6	皮革	2,550	
	軟性発泡樹脂	2,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	5,150	
B-7	皮革	1,950	
	軟性発泡樹脂	2,300	
	皮革・軟性発泡樹脂	3,950	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		7,750	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	6,900 21,500	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,800 17,700	
	作 業 用	上 腕 部		6,900	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		8,800	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。
義 足 用	常 用	股 部		9,500	
		大 腿 部	木 製	28,100	
			アルミニウム、セルロイド	28,300	
			熱硬化性樹脂	29,300	
	作 業 用	下 腿 部	木 製	24,500	
			アルミニウム、セルロイド	25,700	
			熱硬化性樹脂	28,800	
	足 部	軟 性 発 泡 樹 脂		13,100	
	作 業 用	大 腿 部		54,000	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		25,700	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

(注)

- 1 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
- 2 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、 8,050 円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、 9,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	19,300 9,700	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式 肩たすき一式 8字ハーネス一式	19,100 9,700 8,850	
前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,300		
	8字ハーネス一式	7,100		
	9字ハーネス一式	4,600		
	たわみ継手(一組)	2,200		
	前方支持バンド	2,200		
	上腕カフ(三頭筋パッド)	4,650		
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帶一式	13,800	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	6,650	
		肩吊帶	5,800	
		腰バンド	7,950	
		横吊帶	1,500	
		義足用股吊帶	1,900	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	7,950	
		横吊帶	2,050	
		大腿もも締め一式	10,400	
		P T B膝カフ一式	7,900	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。

(才) 外 装

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	5,050	
		プラスチック	13,900	
		塗 装	1,800	
	上 腕 部	皮 革	5,200	
		プラスチック	13,500	
		塗 装	1,600	
	前 腕 部	皮 革	5,050	
		プラスチック	10,500	
		塗 装	1,700	
義 足 用	股 部	皮 革	9,250	
		プラスチック	15,300	
		塗 装	2,950	
	大 腿 部	皮 革	7,600	
		プラスチック	13,700	
		塗 装	2,700	
	下 腿 部	皮 革	6,900	
		プラスチック	11,900	
		塗 装	2,350	
	足 部	表 革	4,650	
		裏 革	3,200	
		塗 装	3,050	
		リアルソックス	950	リアルソックスは、完成用部品を加えることができるこ と。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

力 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義 手	上 腕 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	4 3 3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	肩 義 手	装 飾 用 作 業 用 能 動 式	4 3 3	
	肘 義 手		3	
	前 腕 義 手		3	
	手 義 手		3	
	手 部 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
	手 指 義 手	装 飾 用 作 業 用	1 2	
義 足	股 義 足		4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	大 腿 義 足	常 吸 着 式	3	
	膝 義 足	常 作 業 用	5 3	
	下 腿 義 足		3	
	果 義 足		2	
	足 根 中 足 義 足	鋼板入り	2	
	足 指 義 足	足袋型	1	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	<p>次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。</p> <p>1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」</p> <p>2 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」</p> <p>3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」</p>

備 考

- 1 本表の価格は、医師の探型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢 一 骨格構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 義 手	装 飾 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ。		
股 義 足	カナディアン式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		片側骨盤切除用を含むものであること。
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ。	キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。	
	吸 着 式	股義足と同じ。		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。		
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。	
	P T S 式	膝義足と同じ。		
	K B M 式	膝義足と同じ。		
	長 断 端 用	膝義足と同じ。		

(注)

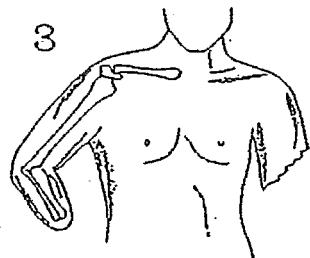
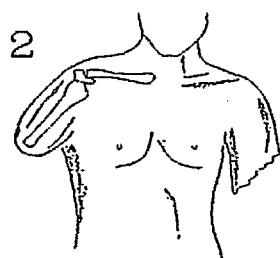
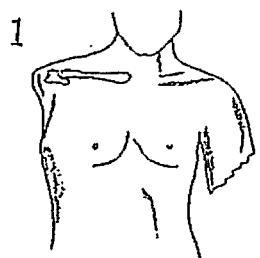
- 1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、カの耐用年数によるものとすること。
- 3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、キの耐用年数によるものとすること。
- 4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

ア 基本工作法

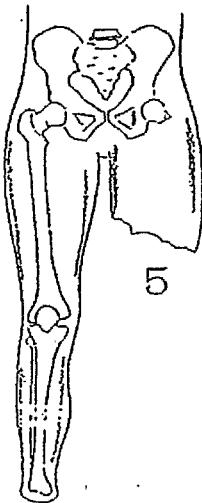
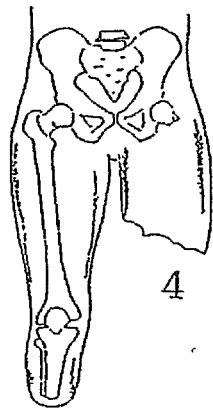
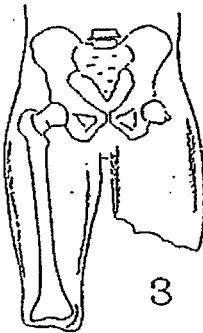
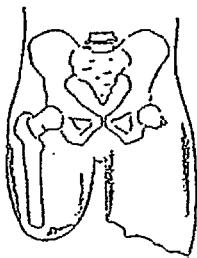
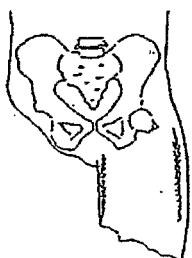
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取り出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAスリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

1 探型区分

A 義 手



B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	31,000	肩甲胸郭間切断用は、12,200円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	33,000	吸着式は、24,000円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	29,300	顆上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
義 足 用	B - 1	カナディアン式	80,100	片側骨盤切断用は、16,300 円増しとすること。
	B - 2	差 込 式	50,100	短断端切断用キップシャフトは、46,400円増しとすること。
		ライナー式	90,800	I R C ソケットは、50,300円増しとすること。
		吸 着 式	130,600	
	B - 3	差 込 式	48,600	
		ライナー式	67,300	
		吸 着 式	107,100	
	B - 4	差 込 式	37,600	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T B 式	58,400	
		P T S 式	72,400	
		K B M 式	74,800	
	B - 5	差 込 式	40,100	
		有 窓 式	60,400	

(注)

- 1 顆上支持式は、ミュンスターイップ及びノースウェスタンイップとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、41,000円加算できること。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	10,000	
		皮 革	8,150	
		熱硬化性樹脂	18,400	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	8,850	
		皮 革	10,800	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱可塑性樹脂	6,050	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	7,800	
		皮 革	10,700	
		熱硬化性樹脂	12,300	
		熱可塑性樹脂	4,250	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	19,800	
		熱硬化性樹脂	32,400	
		熱可塑性樹脂	13,600	
	B - 2	木 製	44,200	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	13,200	
		皮 革	17,300	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	25,200	
		熱可塑性樹脂	14,800	主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	13,400	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。
		皮 革	22,300	
		熱硬化性樹脂	37,300	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	16,900	主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	10,600	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。
		皮 革	15,700	
		熱硬化性樹脂	22,800	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱可塑性樹脂	11,900	主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	11,000	エアクッションソケットは、11,700円増しとすること。
		皮 革	16,000	
		熱硬化性樹脂	21,600	主たる積層材にカーボンストッキネットを行い樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	9,400	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,950	
	A - 2	皮 革	3,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	
	A - 3	皮 革	3,450	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,450	
義 足 用	B - 1	皮 革	6,000	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,050	
	B - 2	皮 革	4,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
		皮革・フェルト	8,300	
		シリコーン	37,700	
	B - 3	皮 革	5,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,300	
		皮革・フェルト	9,150	
		シリコーン	40,600	
	B - 4	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,200	
		皮革・フェルト	7,150	
		シリコーン	32,600	
	B - 5	皮 革	4,050	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,400	
上 腕 義 手 用	9,900	
前 腕 義 手 用	9,800	
股 義 足 用	14,900	
大 腿 義 足 用	14,800	
下 腿 義 足 用	9,800	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,000円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,450円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩 義 手 用	胸郭用ベルトハーネス一式 肩たすき一式	19,300 9,700	
	上腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	19,100	
		肩たすき一式	9,700	
		8字ハーネス一式	8,800	
	前腕義手用	胸郭用ベルトハーネス一式	16,300	
		8字ハーネス一式	7,100	
		9字ハーネス一式	4,550	
		上腕カフ（三頭筋パッド）	4,650	
義 足 懸 垂 用 部 品	股 義 足 用	懸垂帶一式	13,700	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	6,650	
		肩吊帶	5,800	
		腰バンド	7,950	
		横吊帶	1,500	
		義足用股吊帶	1,900	価格は1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰バンド	7,950	
		横吊帶	2,050	
		大腿もも締め一式	10,400	
		P T B 膝カフ一式	7,900	

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B 膝カフに準ずること。

(才) 外 装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	9,850	
上 腕 義 手 用	7,800	
前 腕 義 手 用	6,950	
股 義 足 用	24,700	
大 腿 義 足 用	19,800	
膝 義 足 用	17,700	
下 腿 義 足 用	15,600	

(注)
リアルソックスを必要とする場合は、才の完成用部品の価格を950円増しとすること。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	
継手類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手 部	3	
ターンテーブル	3	
手 袋	1. 5	
足 部	1. 5	
フォームカバー (義手用)	1. 5	
フォームカバー (義足用)	0. 5	
その他小部品 (消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0~14歳	1 年	「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。
15~17歳	1年6月	1 完成用部品を構成する「小部品 (消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2 「フォームカバー (義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6月とすること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の探型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装 具

区分	名 称	基 本 構 造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
下肢装具	股 装 具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬 性 骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>C 軟 性 布を主材料としたもの</p>	アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
先 天 性 股 脱 装 具		<p>先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型 (パブリック帶) 布又は皮革の帶によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B ホンローゼン型 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの</p> <p>E ラング型 股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p>			障害児に限る。
内反足装具		<p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p>			障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。

	<p>C デニスブラウン副子</p> <p>両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものとすること。 2 足部おおい型 3 靴型装具型 		
長下肢装具	<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B 片側支柱</p> <p>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C 硬 性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>D X脚又はO脚(障害児に限る。)</p>		
膝 装 具	<p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱</p> <p>内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬 性</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 		

- | | | |
|--|--|--|
| | <p>2 皮 革
3 プラスチック
C スウェーデン式
D 軟 性
布を主材料としたもの</p> | |
|--|--|--|

短下肢装具	下肢上部より足底に及ぶもの	顆上部型プラスチック短下肢装具（N Y U型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。
	<p>A 両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼</p> <p>B 片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼</p> <p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼</p> <p>D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの</p>	

	<p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟 性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>		
ツイスター	<p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟 性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>		
足 底 装 具	<p>足部に対する装具であつて、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたもの <p>B メタタルザルサポート（中足支え）足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補 高</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 cm未満 2 2 cm以上 <p>D 内側及び外側楔</p>	<p>踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピッツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。</p>	
靴型装具	<p>医師の処方のもとに治療に用いられる靴であつて、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。</p> <p>皮革又は布を主材料としたもの</p> <p>A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの</p> <p>B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの</p> <p>C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの</p> <p>D 短 靴 側革が果部より低いもの</p>	<p>靴型装具の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用） 	
体幹装具	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。	高さ調整は、カラーの場合には適用しな

	<p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (スポンジラバーを含む。)</p> <p>陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック <p>C カラー</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの <p>D 斜頸矯正用枕(障害児に限る。)</p>	いこと。
胸 椎 装 具	<p>骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p>	
腰 椎 装 具	<p>骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p>	<p>ナイトブレイスは、 金属枠腰椎装具に含 まれること。</p> <p>ウイリアムブレイ ス、前屈ブレイス は、金属枠腰椎装具 ・腰部継手付に含ま れること。</p>
仙 腸 装 具	<p>骨盤を含むもの</p> <p>A 金属枠</p> <p>B 硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</p> <p>C 軟 性</p> <p>布を主材料にし、板ばねで補強し たもの</p> <p>D 骨盤帶</p> <p>骨盤を帯状に一周するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芯のあるもの 2 芯のないもの 	<p>オスグッドブレイ ス、コールドウェイ トブレスは、金属枠 仙腸装具に含まれる こと。</p>
側彎矯正装具	<p>側彎症の矯正に用いるもの。原則と して24時間の連続装着しうるもので あること。</p> <p>A ミルウォーキーブレイス</p> <p>骨盤から頭部に及ぶもの</p> <p>B 頭部に及ばないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金属枠 	

		2 硬 性 (仙腸装具に準ずる。) 3 軟 性 (帶状のものを含む。)	
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用(障害児に限る。)</p>	
	肘 装 具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>	
	手背屈装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <p>A バネル型 前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの</p> <p>B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性 1 不燃性セルロイド</p>	

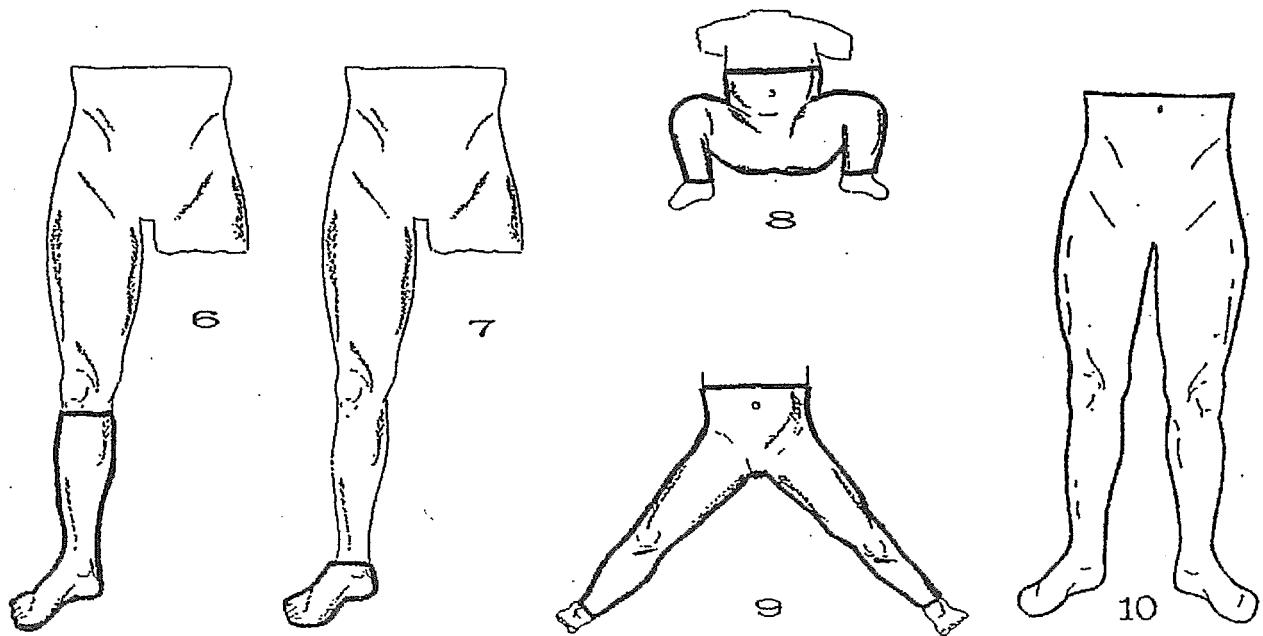
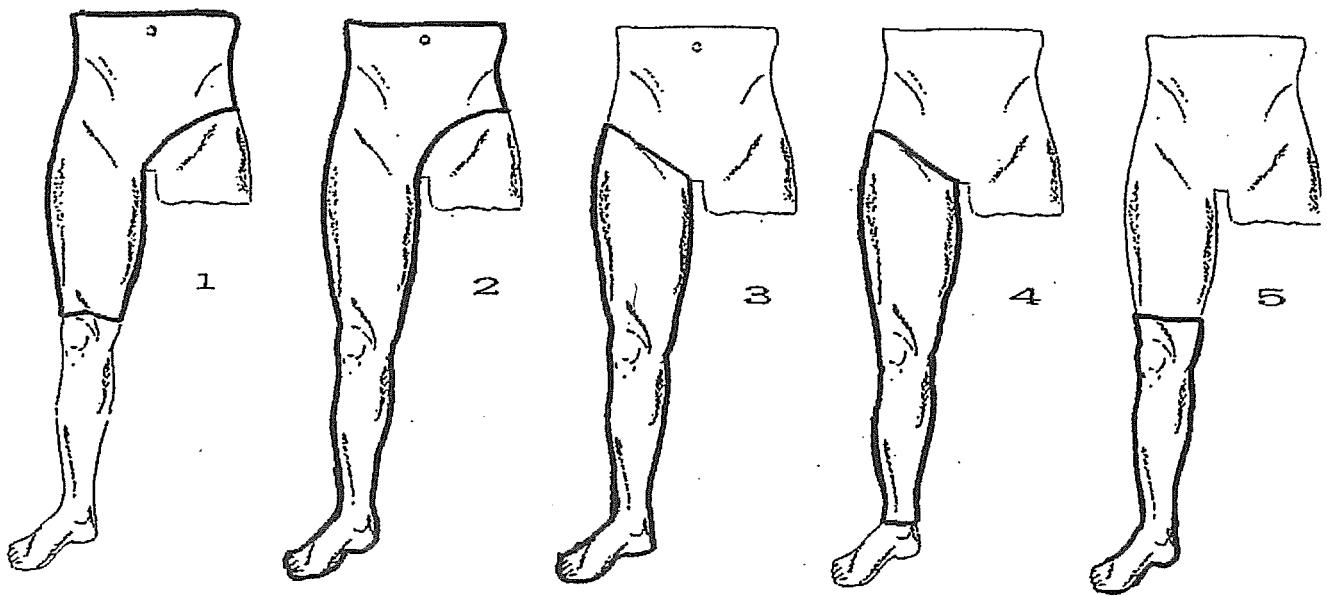
	2 皮 革 3 プラスチック	
長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	
短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたもの的基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。</p> <p>A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの</p> <p>B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの</p>	
MP屈曲装具 (ナックルベンダー) 及び MP伸展装具 (逆ナックルベンダー)	<p>手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの</p> <p>A バネル型 ゴムを用いるもの</p> <p>B プラスチック</p> <p>C 軟性</p>	
指装具 (指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー)	P I P 及びD I P関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの	
B . F . O (食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの	付属品として車いすを加えることができること。

ア 基本工作法

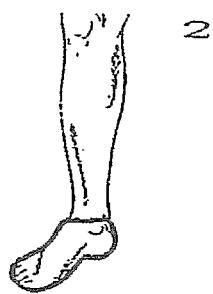
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特長の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組立て	陽性モデルにデザインの記入(アライメント) フレーム:曲げ加工、組立て及び調整 モールド:プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ) 仮合わせ(中間適合検査)	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

1 摆型区分

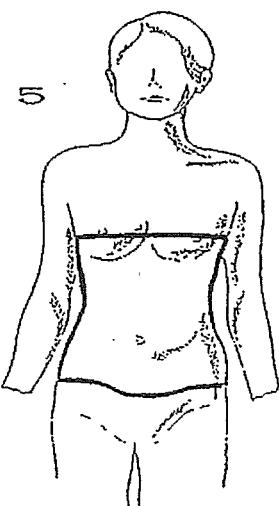
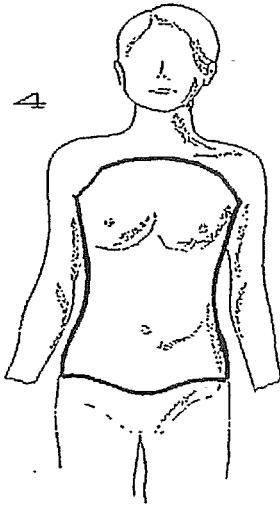
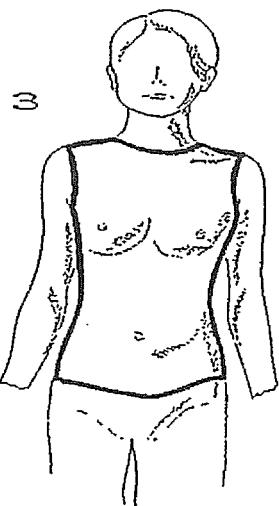
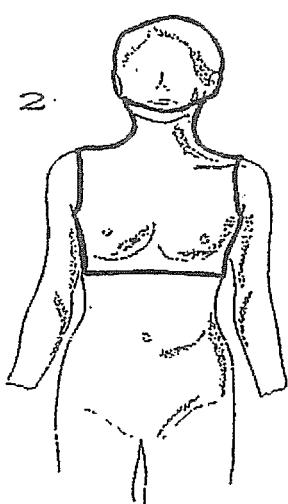
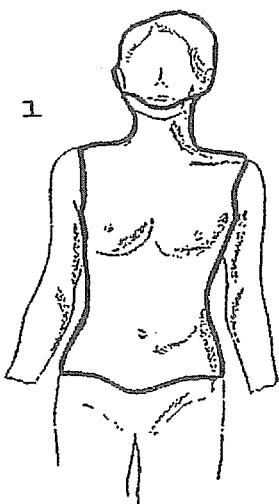
A 下肢裝具



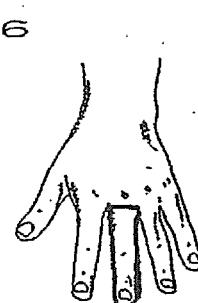
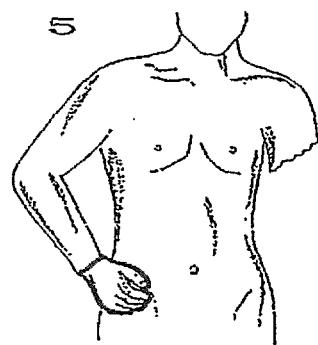
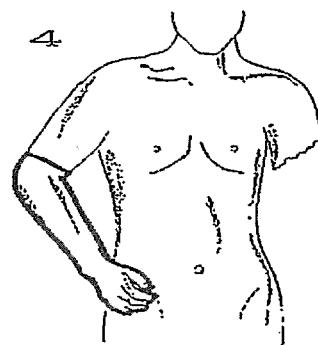
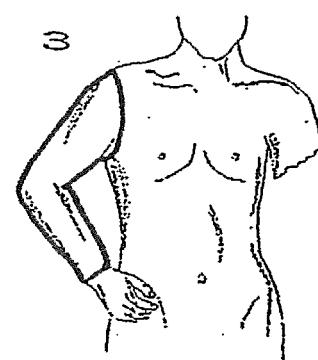
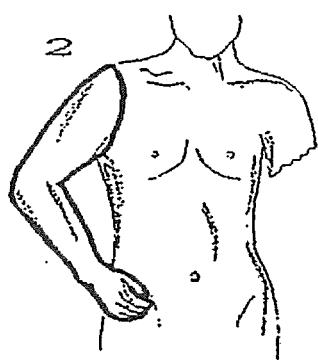
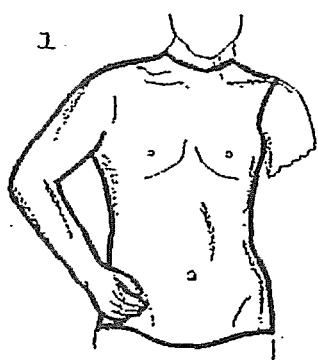
B 简化型装具



C 体操全装具



D 上肢装具



ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格 円		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A - 1	23,000	7,100	
	A - 2	29,300	7,800	
	A - 3	19,900	7,250	
	A - 4	16,800	6,800	
	A - 5	15,400	6,600	
	A - 6	14,100	6,500	
	A - 7	10,200	5,550	
	A - 8	19,500	7,050	
	A - 9	21,000	7,100	
	A - 10	44,400	13,100	
靴型装具用	B - 1	14,100	6,500	
	B - 2	10,200	5,550	
体幹装具用	C - 1	27,000	7,450	
	C - 2	21,100	6,900	
	C - 3 (金属枠、硬性)	20,600	6,500	
	(軟性)	6,500	6,500	
	C - 4 (金属枠、硬性)	17,700	6,350	
	(軟性)	6,400	6,350	
	C - 5 (金属枠、硬性)	15,600	6,150	
	(軟性、骨盤帯)	6,150	6,150	
上肢装具用	D - 1	28,100	7,600	
	D - 2	15,400	6,600	
	D - 3	14,000	6,400	
	D - 4	12,500	6,200	
	D - 5	10,000	5,650	
	D - 6	7,550	4,000	

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高用足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、29,800円増しとすること。
- 3 補高用足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 4 補高用足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 緒 手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 緒 手	固 定	5,500	
	遊 動	6,550	
膝 緒 手 (片 側)	固 定	5,350	
	遊 動	5,850	
	プラスチック緒手	12,300	
足 緒 手 (片 側)	固 定	4,500	
	遊 動	5,350	
	プラスチック緒手	9,200	

(注)

- 1 固定緒手は、緒手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
- 2 遊動緒手は、緒手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足緒手の遊動の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック緒手（緒手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック緒手の価格とすること。ただし、ヒンジ緒手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半 月 B 皮革等 1 カフバンド 2 大腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,000 6,900 13,700 22,300 10,000	
下腿支持部	A 半 月 B 皮革等 1 カフバンド 2 下腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	3,850 5,900 10,700 20,700 8,400	
足 部	A あぶみ B 足 部 1 皮革等 大 小 2 モールド (熱硬化性樹脂) 3 モールド (熱可塑性樹脂) C 標準靴	2,200 12,000 6,200 12,300 7,200 750	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足底装具は、Bの足部に準ずること。 標準靴は、完成用部品を加えることができること。
(注)	1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。 3 大腿支持部の坐骨支持式は、18,400円増しとすること。 4 下腿支持部のP T B支持式、P T S支持式及びK BM支持式は、12,700円増しとすること。 5 足板の補強を行った場合は、8,450円増しとすること。		

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
膝サポーター	軟 性 (支柱付き)	14,000	
	軟 性 (支柱なし)	6,450	
キャリパー		16,300	
ツイスター	軟 性	4,650	
	鋼製ケーブル	2,900	
デニスブラウン		2,300	
膝当て		3,850	
T・Yストラップ		4,400	
スタビライザー		15,000	
ターンバックル		5,050	
ダイヤルロック		7,300	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		3,950	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		42,200	
足底裏革（すべり止め用）		1,650	
高さ調整		3,200	
内張り	大腿部	1,800	
	下腿部	1,450	
	足 部	1,100	

(注)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、才の完成用部品を加えることができないこと。
- 2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
- 4 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
- 5 補高用足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 6 補高用足部は、完成用部品を加算することができること。
- 7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであること。
- 8 内張りは、モールドの場合に限ること。
- 9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天性股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		8,800	
ホンローゼン型		12,400	
バチェラー型		26,200	
ローレンツ型	A モールド	14,200	
	B モールドフレーム		
	1 固 定 式	21,600	
	2 調 節 式	23,200	
ランゲ型		31,700	

(注)

継手を使用した場合は、a の継手及び才の完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	価 格 円	備 考	
短 靴	整 形 靴	36,300		
	特 殊 靴	45,000		
チャッカ靴	整 形 靴	37,500		
	特 殊 靴	46,900		
半 長 靴	整 形 靴	38,600		
	特 殊 靴	48,600		
長 靴	整 形 靴	41,100		
	特 殊 靴	53,600		
(注)				
1 靴型装具は、右又は左の一側を 1 単位とすること。				
2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。				
3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。				
4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。				
5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができるこ と。				

(b) 健足

名 称	価 格 円	備 考
短 靴	22,400	
チャッカ靴	23,200	
半 長 靴	24,000	
長 靴	25,700	
(注)		
1 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。		
2 オの完成用部品を加えることができないこと。		
3 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。		

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
月型の延長		3,700	
スチールバネ入り		4,650	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,300	
鉛板の挿入		2,350	
足背バンド		1,950	
マジックバンド（裏付き）		1,350	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	6,600	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,400円を加算すること。
	靴の補高	3,100	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で950円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,100	
	ウェッジ・ヒール	3,100	
	カットオフ・ヒール		
	キール・ヒール		
	サッチ・ヒール		
	トーマス・ヒール		
	逆トーマス・ヒール		
	フレア・ヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	4,050	
	外側ソール・ウェッジ		
	デンバー・バー	3,100	
	トーマス・バー		
	マイター・半月バー		
	メタタルザル・バー		
	ハウザー・バー		
	ロッカー・バー		
	蝶型踏み返し		

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
頸椎支持部	A モールド (熱可塑性樹脂)		
	1 支柱付き	36,000	モールドのサンドイッチ構造は、16,300円増しとすること。
	2 支柱なし	28,100	
	B フレーム	26,000	
	C カラー		
	1 あご受けあり	12,500	
胸椎支持部	2 あご受けなし	10,100	
	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、13,200円増しとすること。
	1 支柱付き	36,500	
	2 支柱なし	27,100	
	B フレーム	36,600	
腰椎支持部	C 軟 性	21,400	
	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、9,950円増しとすること。
	1 支柱付き	24,300	
	2 支柱なし	18,300	
	B フレーム	29,600	
仙腸支持部	C 軟 性	16,700	
	A モールド (熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、8,600円増しとすること。
	1 支柱付き	19,500	
	2 支柱なし	14,600	
	B フレーム	25,900	
	C 軟 性	15,000	
	D 骨盤帯		
骨盤支持部	1 芯のあるもの	14,500	
	2 芯のないもの	9,500	
	A 皮 革 (補強材を含む。)	37,800	側弯矯正装具の場合に限ること。
	B モールド (熱可塑性樹脂) ペルビックガードル	28,200	モールドのサンドイッチ構造は、18,900円増しとすること。

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整 ターンバックル式 腰部継手 バタフライ 肩バンド 会陰ひも 腹圧強化バンド	3,200 5,000 5,450 8,550 2,700 2,000 2,700	
側弯矯正装具付属品	胸椎パッド 腰椎パッド ショルダーリング 腋窩パッド アウトリガー 前方支柱 後方支柱 側方支柱 ネックリング 胸郭バンド(プラスチック製)	4,850 4,400 13,600 3,550 2,650 10,700 12,000 4,800 2,000 15,700	
内 張 り	頸椎支持部 胸椎支持部 腰椎支持部 仙腸支持部	2,900 3,550 3,250 1,950	
(注)			
1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。			
2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができる。			

(エ) 上肢装具

a 繼手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 繼 手	A 固 定 (片側)	5,350	
	B 遊 動 (片側)	8,400	
	C 肩回旋装置	18,800	
肘 繼 手 (片 側)	A 固 定	3,800	
	B 遊 動	3,850	
	C プラスチック継手	9,900	
手 繼 手 (片 側)	A 固 定	3,150	
	B 遊 動	6,250	
	C プラスチック継手	8,850	
	D 鋼線支柱	6,000	
M P 繼 手	A 固 定	3,850	
	B 遊 動	4,300	
I P 繼 手	A 固 定		
	1 金属 (アルミニウム)	2,350	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	1,900	
	B 遊 動	3,250	
	C 鋼線支柱	1,700	

(注)

- 1 固定継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
- 2 遊動継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半身)	A モールド(熱可塑性樹脂)	13,300	
	B フレーム	8,600	
骨盤支持部 (半身)	A モールド(熱可塑性樹脂)	14,600	
	B フレーム	14,000	
上腕支持部	A 半月	3,550	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,000	
	2 上腕コルセット	8,200	
	C モールド(熱可塑性樹脂)	7,900	モールドのサンドイッチ構造は、6,150円増しとすること。
前腕支持部	A 半月	3,700	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,100	
	2 前腕コルセット	6,550	
	C モールド(熱可塑性樹脂)	7,500	モールドのサンドイッチ構造は、6,350円増しとすること。
手部背側パッド	A モールド	2,250	
	B フレーム	2,100	
手掌パッド	A モールド	3,500	
	B フレーム	4,000	
(注) 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。			

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考	
基節骨パッド	モールド	2,450	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。	
	フレーム	3,500		
中・末節骨パッド	モールド	2,050	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。	
	フレーム	1,600		
対立バー		4,700		
Cバー		3,600		
アウトリガー		2,300		
伸展・屈曲補助バネ		2,350	価格は、1か所当たりとすること。	
肘当て		3,050		
ターンバックル		5,050		
ダイヤルロック		7,300		
内張り	上腕部	1,100		
	前腕部	950		
	手 部	850		
(注)				
1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。				
2 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。				
3 内張りは、モールドの場合に限ること。				

オ 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型 式	耐用年数 年	備 考
下肢装具	股 装 具	金 属 枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長 下 肢 装 具		3	
		両 側 支 柱	3	
		硬 性	3	
	膝 装 具	ス ウ エ ー デ ン 式	2	
		軟 性	2	
		両 側 支 柱	3	
	短 下 肢 装 具	片 側 支 柱	3	
		S 型 支 柱	3	
		鋼 線 支 柱	3	
	ツ イ ス タ ー	板 ば ね	3	
		硬 性 (支柱あり)	3	
		硬 性 (支柱なし)	1. 5	
	足 底 装 具	軟 性	2	
		軟 性	2	
		鋼 索	3	
			1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		カ ラ 一	2	
	胸 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰 椎 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙 腸 装 具	金 属 枠	3	
		硬 性	2	

		軟 性	1. 5	
		骨 盤 帯	2	
	側彎矯正装具	ミルウォーキーブレイス	2	
		金 属 枠	2	
		硬 性	1	
		軟 性	1	
上肢装具	肩 装 具		3	
	肘 装 具	両側支柱	3	
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	手背屈装具		3	
	長対立装具		3	
	短対立装具		3	
	把持装具		3	
	MP屈曲装具		3	
	MP伸展装具		3	
	指 装 具		3	
	B. F. O.		3	

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数 年	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0 歳	4 月	
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1 年 6 月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側弯矯正装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備 考

- 1 本表の価格は、医師の探型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

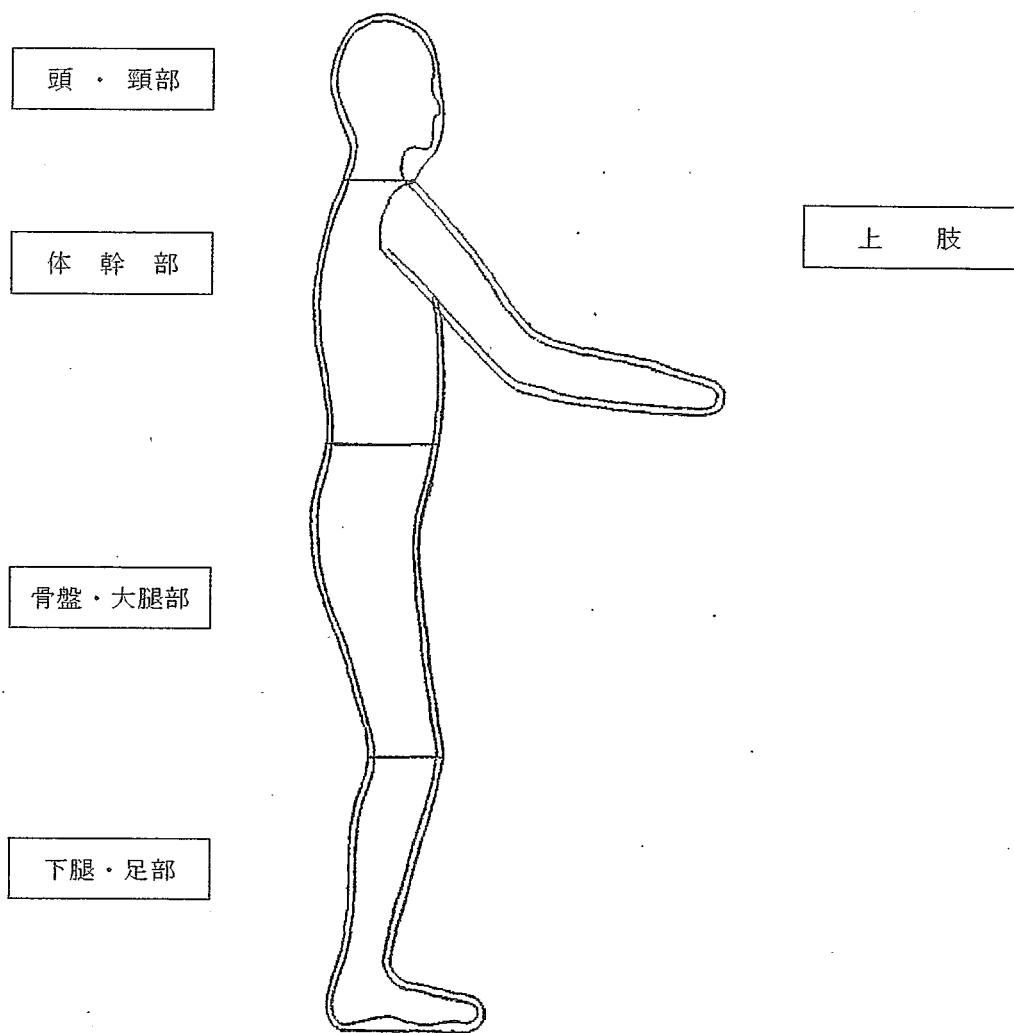
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数 年	備考
座位保持装置	<p>座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。</p> <p>成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。 過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。</p>	<p>イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。</p>	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

工程	作業の内容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ケ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装置の各機能の検査

イ 身体部位区分



ウ 基本価格

身体部位	価 格 円		備考
	採寸	採型	
頭・頸部	2,350	4,200	
上肢(片側)	1,150	2,950	
体幹部	10,200	19,500	
骨盤・大腿部	10,200	19,500	
下腿・足部(片側)	1,400		

(注) 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

工 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 円	備 考
頭 部	頭部支え	6,650	
上 肢	上肢支え（片側）	2,550	
	前腕・手部支え（片側）	2,850	
体幹部	平面形状型	5,350	
	モールド型	37,200	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,100	
骨盤・大腿部	平面形状型	5,350	
	モールド型	37,200	採寸で製作する場合は80%の価格とすること。
	シート張り調節型	11,100	
下腿部	下腿支え（片側）	2,050	
足 部	足台（片側）	2,050	
(注)			
フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき4,650円加算できること。			

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固 定	頸部	2,500	
	腰部（片側）	1,800	
	膝部（片側）		
遊 動	足部（片側）		
	腰部（片側）	2,700	
	膝部（片側）		
角度調整用部品	足部（片側）		
	機械式	7,650	
	ガス圧式	8,750	
	電動式	60,800	

(注)

- 1 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
- 2 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
- 3 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
- 4 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使 用 材 料	基 本 価 格 円	備 考
木材・金属	23,600	

(注)

- 1 ティルト機構を付加する場合は、4,450円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 2 昇降機構を付加する場合は、6,100円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車いす及び電動車いすとしての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車いす及び電動車いすの価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車いす及び電動車いすの各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車いす及び電動車いす側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	価 格 円	備 考
カットアウトテーブル		10,600	表面クッション張りは3,300円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト (片側)	3,300	
	肘パッド (片側)	2,000	
	縦型グリップ (片側) 横型グリップ (片側)	2,400	
体幹保持部品	肩パッド (片側)	3,150	
	胸パッド	3,550	
	胸受けロール	4,950	
	体幹パッド (片側)	2,750	
	腰部パッド	3,200	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	1,950	
	臀部パッド	3,250	
下肢保持部品	内転防止パッド	3,450	
	外転防止パッド (片側)	1,950	
	膝パッド (片側) 下腿保持パッド (片側)	2,950	
	足部保持パッド (片側)	2,250	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	1,750	
	腕ベルト (片側) 手首ベルト (片側)	1,500	
	胸ベルト 骨盤ベルト	3,050	
	股ベルト	3,200	
	大腿ベルト (片側) 膝ベルト (片側) 下腿ベルト (片側) 足首ベルト (片側)	1,600	

支持部カバー	頭部	2,100	脱着式は2,400円加算できること。
	上肢（片側）	1,150	
	体幹部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	骨盤・大腿部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	下腿部（片側）	1,150	
	足部（片側）	1,150	
内張り	アームレスト（片側）	1,250	
	テーブル	3,300	
体圧分散補助素材	頭部	3,250	
	上肢（片側）	1,600	
	体幹部	7,450	
	骨盤・大腿部	7,450	
	下腿部（片側）	1,600	
	足部（片側）		
キャスター		1,300	多機能キャスターは800円加算できること。
その他	介助用グリップ（片側）	2,400	
	ストッパー	3,650	
	高さ調整用台座	14,400	
(注)			
1	各種類1個（本）当たりの額とすること。		
2	取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。		

(才) 調節機構

名 称	種 類	価 格 円	備 考
高さ調節	頭部支持部 体幹支持部 骨盤・大腿支持部	2,350	
	足部支持部（片側） アームレスト（片側）	1,450	
前後調節	頭部支持部 骨盤・大腿支持部	2,450	
	足部支持部（片側）	1,450	
角度調節	頭部支持部	2,800	
	テーブル	6,100	
脱着機構	体幹パッド（片側） 骨盤パッド（片側） 膝パッド（片側） アームレスト（片側）	1,900	
	内転防止パッド	5,250	
	アームレスト（片側） 足部支持部（片側）	1,900	

(注)

- 1 それを1単位とすること。
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

才 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(5) その他

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
盲 人	普通用	主体—グラスファイバー 石突—耐摩耗性合成樹脂 または高力アルミニウム合金 外装—白色または黄色の 塗装もしくは加工 形状—直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しすること。 2 ベル付とした場合は1,650円増しすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	1,650		
		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	2,200	5	2 ベル付とした場合は1,650円増しすること。
安全つえ	携 帯 用	主体—グラスファイバー 石突および外装 —普通用と同じ。 形状—折たたみ式もしくはスライド式。	上と同じ。	4,400	2	3 主体木材でボリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,450円増しすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は660円増しすること。
		主体—木材 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,700		

		主体—軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ。	3,550	4	ること。
義 眼	普通義眼	主材料—プラスチック またはガラス 既製品		17,000		
	特殊義眼	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。		60,000	2	
	コンタクト 義 眼	主材料—プラスチック		60,000		
眼 鏡	矯正眼鏡 レンズ—プラスチック 又はガラス 枠—セルロイド製を原則とする。	6 D未満		17,600		価格はレンズ2枚 1組のものとし、 枠を含むものであ ること。 乱視を含む場合は 片眼又は両眼にか かわらず、4,200 円増しとするこ と。
		6 D以上 10 D未満		20,200		4
		10 D以上 20 D未満		24,000		
		20 D以上		24,000		
	遮光眼鏡 主材料は上 と同じ。	前掛式		21,500	4	
		6 D未満		30,000		
		6 D以上 10 D未満		30,000		
		10 D以上		30,000		

		20D未満		
		20D以上	30,000	
コンタクト レンズ	主材料—プラスチック		15,400	価格はレンズ1枚のものであること。
弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700	高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。
	焦点調整式		17,900	
高度難聴用 ポケット型	JIS C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。	電池 イヤモールド	34,200	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
高度難聴用 耳掛け型	90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。		43,900	
重度難聴用 ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のも	電池 イヤモールド	55,800	ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとする

補聴器	重度難聴用 耳掛け型	の。その他は高度難聴用 ポケット型及び高度難聴 用耳掛け型に準ずる。		67,300	こと。 平面レンズを必要 とする場合は、修 理基準の表に掲げ る交換の額の範囲 内で必要な額を、 また、矯正用レン ズ又は遮光矯正用 レンズを必要とす る場合は、眼鏡の 修理基準の表に掲 げる交換の額の範 囲内で必要な額を 加算すること。 重度難聴用耳掛け 型でFM型を必要 とする場合は89,0 0円増しとすること とし、ワイヤレスマイクを必要と する場合は、修理 基準の表に掲げる 交換の額の範囲内 で必要な額を加算 すること。
	耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及 び高度難聴用耳掛け型に 準ずる。ただし、オーダー ^一 メイドの出力制限装置 は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000	
	耳あな型 (オーダー ^一 メイド)		電池	137,000	
	骨導式ポケ ット型	IEC Pub118-9 (1985) による90デシベル最大 フォースレベルの表示値 が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	67,000	
	骨導式眼鏡 型		電池 平面レンズ	120,000	
	普通型	折りたたみ式で大車輪が 後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 によ る。	背もたれ：頭部支持付、 チャック付 肘掛け：着脱式 足台：角度可変型、 着脱式、外方	100,000	価格は、オーダー ^一 メイドによる製品 及びモジュラー方 式による製品（モ ジュールを組み立

車いす	折りたたみ式 ノブ（駆動輪に使用する もの） シートベルト テーブル スパークカバー クッション 夜光装置 ステッキホルダー（杖た て） 泥よけ 屋外用キャスター（エア 一式等） 転倒防止用装置 滑り止めハンドリム キャリパーブレーキ フットブレーキ（介助者 用） 携帯用会話補助装置搭載 台 酸素ボンベ固定装置 人工呼吸器搭載台 栄養パック取り付け用ガ ートル架 点滴ポール		5	することにより製 作でき、完成後の 微調整機能を有す るもの。）に適用 するものとし、レ ディメイドによる 製品については、 価格欄の額の75% の範囲内の額とす ること。 身体の障害の状況 により、背もた れ、肘掛け、足台 又はノブについて 付属品欄に掲げる ものを調整する場 合は、価格欄の額 の10%の範囲内で 必要な額を、また 、褥瘡のある者 、褥瘡の発生の 危険性のある者等 がクッションを必 要とする場合は、 修理基準の表に掲 げるクッション等 の額の範囲内で必 要な額を加算する こと。
	リクライニ ング式普通 型	背もたれの角度を変える ことができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	120,000
	ティルト式 普通型	座席と背もたれが一定の 角度を維持した状態で角	上と同じ。	148,000

	度を変えることができるもの。			げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
リクライニング・ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	上と同じ。	173,000	<ul style="list-style-type: none"> ・シートベルト ・テーブル ・スクーラー ・夜光装置 ・ステッキホルダー（杖たて） ・泥よけ ・屋外用キャスター（エアー式等） ・転倒防止用装置 ・滑り止めハンドル ・キャリパーブレーキ ・フットブレーキ（介助者用） ・携帯用会話補助装置搭載台 ・酸素ボンベ固定装置 ・人工呼吸器搭載台 ・栄養パック取り付け用ガートル架 ・点滴ポール
手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	232,000	
前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	普通型に準ずる。	100,000	
リクライニング式前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ。	120,000	
片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	普通型に準ずる。	117,000	
リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ。	133,600	

レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができる、片麻痺患者が使用できるもの。	普通型に準ずる。	160,500	
手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	普通型に準ずる。	A 82,700 B 81,000	
リクライニング式手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	114,000	
ティルト式手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	128,000	
リクライニング・ティルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ。	153,000	

	普通型 (4.5Km/h)	JIS T 9203-1999 による。	背もたれ：頭部支持付 足台：角度可変型 シートベルト テーブル クッション 外部充電器	314,000	身体の障害の状況により、背もたれ又は足台について付属品欄に掲げるものを調整する場合は、価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、また
電動	普通型 (6Km/h)		夜光装置 ステッキホルダー（杖立て） 転倒防止用装置 クライマーセット（段差乗り越え補助装置） フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 携帯用会話補助装置搭載台 酸素ボンベ固定装置 人工呼吸器搭載台 栄養パック取り付け用ガートル架 点滴ポール	329,000	、 ^{じょくそう} 褥瘡のある者、 ^{じょくそう} 褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げるクッション等の交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は
車いす	手動兼用型	ハンドリムに加える駆動人力により、手動自走が可能なもの。	外部充電器 バッテリー	A 230,000	6 30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	A 切替式	電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。	電動装置以外は、車いすの普通型に準ずる。	B 263,000	手動兼用型のバッ

	B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能な もの。 その他は車いすの普通型に準ずる。			テリーの価格は、修理基準の表に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るもの）の額の範囲内で必要な額とすること。
リクライニング式普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500	以下の付属品を必要とする場合は、車いすの修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ・シートベルト ・テーブル ・夜光装置
電動リクライニング式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ。	440,000	以下の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ・シートベルト ・テーブル ・夜光装置
電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	701,400	以下の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ・シートベルト ・テーブル ・夜光装置
電動ティルト式普通型	電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることが	普通型と同じ	580,000	以下の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ・シートベルト ・テーブル ・夜光装置

	できるもの。 その他は普通型と同じ。				止装置) ・携帯用会話補助 装置搭載台
電動リクラ イニング・ ティルト式 普通型	電気で背もたれの角度を 変えることがき、電気で 座席と背もたれが一定の 角度を維持した状態で角 度を変えることができる もの。その他は普通型と 同じ。	普通型と同じ。	982,000		・酸素ポンベ固定 装置 ・人工呼吸器搭載 台 ・栄養パック取り 付け用ガートル架 ・点滴ポール
座位保持 いす	機能障害の状況に適合さ せること。 主材料一木材 アルミニウム 管 外装ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り 付ける場合は 5,600円増しとす ること。 座面に軟性の内張 りを付した場合は 5,000円増しとす ること。
起立 保持具	機能障害の状況に適合さ せること。 箱形とすること。 主材料一木材 外装ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。
六輪型	前二輪、中二輪、後二輪 の六輪車とし、前輪を自 在車輪とすること。		44,000		
四輪型 (腰掛け)	前二輪、後二輪の四輪車 とし、前輪を自在車輪と		36,000		

		すること。				
歩行器	四輪型 (腰掛け)	上と同じ。		31,000		
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		34,000		5
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		26,000		
	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		
頭部保持具		座位保持いす等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。
排便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 外装—ペンキ塗装		8,200	2	障害児に限る。
	松葉づえ	主体—木材（十分な強度を有するもの） 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー	夜光材	A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たり

歩行補助 つえ	外装—ニス塗装				のものであること。 外装に白色または 黄色ラッカーを使 用した場合は 260 円増しとするこ と。
	A 普通型				
	B 伸縮型				
	主体—軽金属		A		
	脇当—合成軟質樹脂		4,000		
	握り部分—合成軟質樹脂		B	4	
カナディア ン・クラッ チ	外装—塗装なし		5,300		
	A 普通型				
	B 伸縮型				
	主体—アルミニウム、 鋼管	夜光材	8,000	4	
	上部 4 段間隔以上、下部 9 段間隔以上の調節装置 を付けるものとする。				
	腕支持器 —アルミニウム鋳物 およびステンレス 鋼板				
ロフストラ ンド・クラ ッチ	握り部分 —アルミニウム鋳物 およびゴム				
	外装—塗装なし				
	カナディアン・クラッチ に準ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に三本以上の 脚を有するもの。 主体—軽金属 外装—塗装なし	夜光材	10,000	
	プラットホ ーム杖	カナディアン・クラッチ に準ずる	夜光材	18,000	

重度障害者用意思伝達装置	ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	プリンタ	450,000	5	ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体现象(脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。
--------------	-------------------------	------	---------	---	---

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 修理基準

(1) 義肢 — 製構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,500円をもって修理価格とすること。

(注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができるこ
と。

ア ゾケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A - 1	装 飾 用	35,400	22,100	肩甲胸郭間切断用は、12,100円増しとすること。
		作 業 用	35,400	22,100	
		能 動 式	45,500	30,100	
	A - 2	装 飾 用	37,700	25,100	吸着式は、23,900円増しとすること。
		作 業 用	37,700	25,100	
		能 動 式	43,400	28,100	
	A - 3	装 飾 用	35,600	22,900	吸着式は、23,900円増しとすること。
		作 業 用	35,600	22,900	
		能 動 式	40,200	25,900	
	A - 4	装 飾 用	36,600	20,300	顆上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
		作 業 用	36,600	20,300	
		能 動 式	38,000	22,400	
義 足 用	B - 1	受 盤 式	82,100	55,900	片側骨盤切断用は、16,300円増しとすること。
		カナディアン式	82,100	55,900	
	B - 2	差 込 式	52,300	38,900	短断端切断用キップシャフトは、46,300円増しとすること。 I R C ゾケットは、50,200円増しとすること。
		ライナー式	91,900	61,900	
		吸 着 式	131,600	63,000	
	B - 3	差 込 式	52,300	37,900	
		ライナー式	70,300	56,000	
		吸 着 式	110,000	57,000	
	B - 4	差 込 式	40,200	34,400	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T B 式	60,700	37,400	
		P T S 式	74,600	45,400	
		K B M 式	77,000	45,400	

(注)

- 1 頚上支持式は、ミュンスターイプ及びノースウェスタンタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックゾケットを用いる場合の基本価格に限り、41,000円加算できること。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A-1	アルミニウム、セルロイド	10,000	
		皮 革	8,150	
		熱硬化性樹脂	18,300	
		熱可塑性樹脂	4,650	
	A-2	アルミニウム、セルロイド	8,850	
		皮 革	10,700	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱可塑性樹脂	6,050	
	A-3	アルミニウム、セルロイド	8,850	
		皮 革	11,600	
		熱硬化性樹脂	12,600	
		熱可塑性樹脂	4,300	
	A-4	アルミニウム、セルロイド	7,800	
		皮 革	10,600	
		熱硬化性樹脂	12,300	
		熱可塑性樹脂	4,250	
義 足 用	B-1	アルミニウム、セルロイド	19,800	
		熱硬化性樹脂	32,400	
		熱可塑性樹脂	13,600	
	B-2	木 製	44,200	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	13,100	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		皮 革	17,300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	25,200	
		熱可塑性樹脂	14,800	
	B-3	アルミニウム、セルロイド	13,400	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。
		皮 革	22,300	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	37,200	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	16,900	
	B-4	アルミニウム、セルロイド	10,500	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。
		皮 革	15,700	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	22,800	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	11,900	

イ ソフトインサートの交換

名 称	探型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付隨 する 場 合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,000 4,100 6,900	10,500 14,100 17,300	
	A-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,550 4,000 6,650	9,500 13,600 15,000	
	A-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,550 4,000 6,650	9,500 13,300 15,000	
	A-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,450 3,950 6,400	8,700 12,500 14,300	
	A-5	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	3,450 3,950 6,400	9,100 13,500 15,500	
義 足 用	B-1	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	6,000 4,550 9,000	12,700 18,400 21,500	
	B-2	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	4,600 4,250 6,000 8,300 37,600	11,500 18,400 21,100 14,400 37,600	
	B-3	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	5,200 4,350 8,250 9,150 40,500	10,300 17,800 21,400 15,200 40,500	
	B-4	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂 皮革・フェルト シリコン	3,800 4,050 6,200 7,150 32,400	9,550 14,200 15,500 13,200 32,400	
	B-5	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	4,000 6,500 7,050	8,700 14,500 15,600	
	B-6	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	2,550 2,900 5,100	7,350 12,800 14,300	
	B-7	皮 革 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	1,950 2,300 3,950	6,150 11,600 13,100	

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考	
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		7,700		
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	6,900 21,300		
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	8,800 17,600		
	作 業 用	上 腕 部		6,900	肩義手用及び上腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。	
		前 腕 部		8,800	前腕義手用に幹部を使用する場合に限ること。	
	常 用	股 部		9,300		
義 足 用		大 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	29,000 27,700 29,000		
		下 腿 部	木 製 アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂	28,500 25,600 28,500		
		足 部	軟性発泡樹脂	13,000		
		大 腿 部		53,900	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	
		下 腿 部		25,600	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。	

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,050円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,500円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義手用ハーネス	一式交換	4,000	
	美錠締革交換	1,550	
	美錠留革交換	1,600	
	たわみ継手交換	1,500	
	前方支持バンド交換	1,500	
	上腕カフ（三頭筋パッド）	2,850	
義足懸垂用部品	一式交換	4,000	
	肩吊帶交換	3,900	
	義足用股吊帶交換	1,700	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	2,750	
	腰バンド交換	3,100	
	横吊帶交換	3,300	
	美錠締革交換	2,200	
	美錠留革交換	2,000	
	金具部品交換	2,550	価格は、1か所当たりのものであること。

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

才 外装の交換

名 称	外装部位	使用材料等	価 格 円	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	6,100	
		プラスチック	17,200	
		塗 装	3,600	
	上 腕 部	皮 革	6,600	
		プラスチック	17,200	
		塗 装	3,600	
	前 腕 部	皮 革	6,600	
		プラスチック	13,900	
		塗 装	3,600	
義 足 用	股 部	皮 革	9,050	
		プラスチック	16,600	
		塗 装	4,050	
	大 腿 部	皮 革	7,300	
		プラスチック	16,600	
		塗 装	4,050	
	下 腿 部	皮 革	7,950	
		プラスチック	14,800	
		塗 装	4,050	
	足 部	表 革	6,150	
		裏 革	5,050	
		塗 装	5,100	
		リアルソックス	2,000	リアルソックスは、完成用部品を加えることができる こと。

カ 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩継手部品	14,500	
	肘継手部品	8,700	
	手継手部品	3,300	
義 足 用	股継手部品	16,900	
	膝継手部品	14,700	
	足継手部品	3,300	
	前留金具部品	8,400	
溶 接		8,550	価格は、1か所当たりのこと。

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義 手 用	肩義手部品	4,000	
	肘ブロック継手部品	5,400	
	肘筋金部品	3,050	
	手継手部品	2,950	
	手先具部品	2,450	
	コントロールケーブル部品	2,550	
義 足 用	股継手部品	4,200	
	膝ブロック部品	5,550	
	膝筋金部品	2,450	
	足部部品	2,650	
	作業用スプリング	1,600	
	作業用足部裏ゴム	2,350	
	吸着式バルブ	5,150	
	前留金具部品	3,600	
溶 接		1,750	価格は、1か所当たりのこと。

(注)

- 1 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

(2) 義肢 — 骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,500円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイルンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に6,500円をもって修理価格とすること。

(注)

- 1 ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
- 2 ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
- 3 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	型 式	価 格 円		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A-1	装 飾 用	35,400	22,100	肩甲胸郭間切斷用は、12,100円増しとすること。
	A-2	装 飾 用	37,700	25,100	吸着式は、23,900円増しとすること。
	A-3	装 飾 用	36,600	20,300	顆上支持式は、12,000円増しとすること。 スプリット式は、18,000円増しとすること。
義 足 用	B-1	カナディア ン式	82,100	55,900	片側骨盤切斷用は、16,300円増しとすること。
	B-2	差込式 ライナー式	52,300	38,900	短断端切斷用キップシャフトは、46,300円 増しとすること。
		吸 着 式	91,900	61,900	I R C ソケットは、50,200円増しとすること。
			131,600	63,000	
	B-3	差込式 ライナー式	52,300	37,900	
		吸 着 式	70,300	56,000	
			110,000	57,000	
	B-4	差込式 P T B 式	40,200	34,400	大腿支柱付きは、22,100円増しとすること。
		P T S 式	60,700	37,400	
		K B M 式	74,600	45,400	
			77,000	45,400	
	B-5	差込式 有 窓 式	42,400	36,000	
			62,500	39,000	

(注)

- 1 顆上支持式は、ミュンスターイタイプ及びノースウェスタンイタイプとすること。
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、41,000円加算できること。

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,000 8,150 18,300 4,650	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	8,850 10,700 12,600 6,050	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	7,800 10,600 12,300 4,250	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,800 32,400 13,600	
	B - 2	木 製 アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	44,200 13,100 17,300 25,200 14,800	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,300円増しとすること。
	B - 3	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	13,400 22,300 37,200 16,900	エアクッションソケットは、13,900円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、15,000円増しとすること。
	B - 4	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	10,500 15,700 22,800 11,900	エアクッションソケットは、12,700円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,950円増しとすること。
	B - 5	アルミニウム、セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	11,000 16,000 21,600 9,400	エアクッションソケットは、11,700円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、8,300円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付隨 する場合	単独の場合	
義 手 用	A - 1	皮 革	4,000	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,100	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,900	17,300	
	A - 2	皮 革	3,550	9,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,000	13,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,650	15,000	
	A - 3	皮 革	3,450	8,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,950	12,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,400	14,300	
義 足 用	B - 1	皮 革	6,000	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,550	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,000	21,500	
	B - 2	皮 革	4,600	11,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,250	18,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,000	21,100	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	8,300	14,400	
		シ リ コ ー ン	37,600	37,600	
	B - 3	皮 革	5,200	10,300	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	17,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,250	21,400	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	9,150	15,200	
		シ リ コ ー ン	40,500	40,500	
	B - 4	皮 革	3,800	9,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,050	14,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,200	15,500	
		皮 革 ・ フ ェ ル ト	7,150	13,200	
		シ リ コ ー ン	32,400	32,400	
	B - 5	皮 革	4,000	8,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	6,500	14,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,600	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。
- 2 ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	12,400	
上 腕 義 手 用	9,900	
前 腕 義 手 用	9,750	
股 義 足 用	14,800	
大 腿 義 足 用	14,800	
下 腿 義 足 用	9,750	

(注)

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,050円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、9,500円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交換部品	基本価格 円	備考
義手用ハーネス	一式交換	4,000	
	美錠締革交換	1,550	
	美錠留革交換	1,600	
	上腕カフ(三頭筋パッド)	2,850	
義足懸垂用部品	一式交換	4,000	
	肩吊帶交換	3,900	
	義足用股吊帶交換	1,700	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	2,750	
	腰バンド交換	3,100	
	横吊帶交換	3,300	
	美錠締革交換	2,200	
	美錠留革交換	2,000	
	金具部品交換	2,550	価格は、1か所当たりのものであること。
(注)			
1	義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。		
2	金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。		

オ 外装の交換

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	9,800	
上 腕 義 手 用	7,800	
前 腕 義 手 用	6,950	
股 義 足 用	24,700	
大 腿 義 足 用	19,800	
膝 義 足 用	17,700	
下 腿 義 足 用	15,600	
(注)		
フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を950円増しとすること。		

(3) 装具

修 理 項 目	価 格 円	備 考		
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。			
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。			
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに25mm幅のものは750円、50mm幅のものは1,000円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。			
エ 溶接	修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,750円、必要としないものは1,800円とすること。			
オ その他の交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具 靴型装具 体幹装具	足底革交換又は足底ゴム交換 本底交換 足底挿板交換 半張交換 踵交換 積上交換 底張かけ交換 ファスナー交換 細革交換 硬性コルセット 筋金交換 軟性コルセット 筋金交換	4,900 6,950 6,200 2,900 1,400 1,100 1,700 2,550 600 2,600 1,100	踵部品の価格を含むものであること。 踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。 革底の場合は、1,150円増しとすること。
(イ)	(ア)以外の部位	(ア)以外の部位	修理項目ごとに1の(3)のエに掲げる価格とすること。	

(注)

- 1 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
- 2 ア又はオ((イ)に係るものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
- 3 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。

(4) 座位保持装置

修 理 項 目	価 格 円	
寸 法 調 整	形 状 調 整	
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		
頭 部	2,250	3,100
上 腕 部	1,350	2,100
前腕・手部		
体 幹 部	2,650	7,250
骨盤・大腿部		
下 腿 部	1,350	2,100
足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,050円を加算した額をもって修理価格とすること。 車いすとしての機能を付加した場合は、当該機能のみに係る部分については、車いすの修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックバンドの交換	25mm幅のものは 750円、50mm幅のものは 1,000円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	
(注)		
採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができること。		

(5) その他

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
盲人安全つえ		マグネット付き石突交換	500	
眼 鏡		枠交換	8,000	枠はセルロイド製を原則とすること。
		矯正用レンズ（6D未満）交換	5,100	
		矯正用レンズ（6D以上10D未満）交換	6,450	
		矯正用レンズ（10D以上）交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	
		イヤモールド交換	6,400	
		ポケット型ケース組立交換	5,400	
		耳掛け型ケース組立交換	2,500	
		眼鏡型ケース組立交換	9,400	
		耳あな型シェル交換（レディメイド）	6,300	
		耳あな型シェル交換（オーダーメイド）	26,400	
		ポケット型クリップ交換	1,200	
		ポケット型スイッチ交換	3,500	
		耳掛け型スイッチ交換	3,000	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		眼鏡型スイッチ交換	3,450	
		重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
		F M型操作用基板交換	6,000	
		ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
		耳掛け型テレホンコイル交換	2,550	
		眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	
		重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
		耳あな型テレホンコイル交換（レディメイド）	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換（オーダーメイド）	12,700	
		コンセント交換	830	
		ポケット型極板交換	1,350	
		耳掛け型極板交換	980	

	耳あな型極板交換	1,050
	眼鏡型極板交換	1,400
	ポケット型ボリューム交換	3,050
	耳掛け型ボリューム交換	4,300
	耳あな型ボリューム交換（レディメイド）	8,400
	耳あな型ボリューム交換（オーダーメイド）	11,600
	眼鏡型ボリューム交換	3,900
	ポケット型マイクロホン交換	5,400
	耳掛け型マイクロホン交換	8,900
補	耳あな型マイクロホン交換（レディメイド）	13,500
	耳あな型マイクロホン交換（オーダーメイド）	15,800
	眼鏡型マイクロホン交換	13,900
	重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300
	FM型用ワイヤレスマイク交換	42,300
	I C回路交換	4,550
	イヤホン交換	3,150
	重度難聴用イヤホン交換	4,700
	骨導式ポケット型レシーバー交換	8,700
聴	耳掛け型レシーバー交換	8,900
	重度難聴用耳掛け型レシーバー交換	15,000
	耳あな型レシーバー交換（レディメイド）	14,200
	耳あな型レシーバー交換（オーダーメイド）	20,000
	眼鏡型骨導子交換	16,400
	コード交換	680
	重度難聴用コード交換	1,200
	トランジスター又はダイオード交換	2,050
器	抵抗交換	2,050
	耳あな型抵抗交換（レディメイド）	2,100
	耳あな型抵抗交換（オーダーメイド）	8,900
	コンデンサ交換	2,050
	耳あな型コンデンサ交換（レディメイド）	2,100
	耳あな型コンデンサ交換（オーダーメイド）	8,900
	トランス交換	1,900
	耳掛け型電池ホルダー交換	1,000

	耳あな型電池ホルダー交換（レディメイド）	1,050	
	耳あな型電池ホルダー交換（オーダーメイド）	1,550	
	耳掛け型トリマー交換	1,900	
	耳あな型トリマー交換（レディメイド）	6,300	
	耳あな型トリマー交換（オーダーメイド）	9,500	
	FM型トリマー基板交換	6,000	
	耳掛け型フック交換	400	
	ダンパー入り耳掛け型フック交換	640	
	耳掛け型耳栓組立交換	400	
	耳掛け型サスペンション交換	640	
	耳あな型サスペンション交換	890	
	耳掛け型アンプ組立交換	20,200	
	耳あな型アンプ組立交換（レディメイド）	31,700	
	耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）	42,200	
	重度難聴用耳掛け型アンプ組立交換	36,700	
	眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
	眼鏡型アンプ組立交換（送信用）	35,200	
	眼鏡型アンプ組立交換（受信用）	54,700	
	FM型アンプ組立交換（受信用）	48,000	
	眼鏡型ブランク（空つる）交換	4,350	
	眼鏡型テンプル（補助つる）交換	3,100	
	眼鏡型フロント（前枠）交換	9,500	
	眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
	骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,100	
	FM型受信回路組立交換	48,000	
	FM型アンテナ交換	5,000	
	FM型水晶振動子交換	6,000	
	FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	
	FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	
	背当シート交換	7,500	
	肘当交換	3,900	
	座布交換	7,300	
	クッション交換	3,400	
	クッション（ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の	10,000	

	多層構造及び立体編物構造のもの) 交換		
車 い す	クッション (ゲルとウレタンフォームの組合せのもの) 交換	17,000	
	クッション (バルブを開閉するだけで空気量を調節するもの) 交換	30,000	
	フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
	クッション (特殊な空気室構造のもの) 交換	43,000	
	キャスター (大) 交換	8,000	
	キャスター (小) 交換	5,800	
	ハンドリム交換	4,350	
	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
	座席昇降チェーン交換	8,400	
	座席昇降メカユニット交換	22,100	
	リーム交換	5,500	
	レッグレスト交換	1,800	
	フットレスト交換	3,000	
	スカートガード交換	6,800	
	タイヤ交換	4,250	
	チューブ交換	2,450	
	ブレーキ交換	9,100	
	シートベルト交換	3,500	
	テーブル交換	6,800	
	スポークカバー交換	4,100	
車 い す	塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
	夜光材交換	430	1回当たりとすること。
	夜光反射板交換	670	
	バックレストパイプ交換	2,550	
	バックレストパイプ取付部品交換	3,700	
	アームレスト交換	4,600	
	ハブ取付部品交換	6,100	
	キャスター取付部品交換	7,000	
	フレーム (サイドベース) 交換	10,700	
	フレーム (サイド拡張) 交換	8,500	

	フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
	フレーム（折りたたみ）交換	15,600	
	ハブ用スプリング交換	16,000	
	ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
	泥よけ交換	5,000	
	屋外用キャスター（エアー式等）交換	7,500	
	転倒防止用装置交換	3,750	
	滑り止めハンドリム交換	7,000	
	キャリパーブレーキ交換	8,000	
	フットブレーキ（介助者用）交換	6,000	
	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
	点滴ポール交換	9,000	
	シリンドー用レバー交換	2,500	
	メカロック交換	10,000	
	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
	ワイヤー交換	1,200	
	コントローラー交換	84,300	
	コントローラー部品交換	9,500	
	電動リフトコントローラー交換	40,600	
	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
	電動ティルトコントローラー交換	94,500	
	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
	操作制御部交換	24,300	
	操作制御部部品交換	5,800	
	電動リフト操作制御部交換	30,500	
	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
	電動ティルト制御部交換	30,500	
	電動ティルト制御部部品交換	5,100	
	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	

	電動リフト自動停止制御部品交換	5,100	
	電動ティルト自動停止部品交換	15,200	
	電動ティルト自動停止制御部品交換	5,100	
	ハーネス及びリレー交換	9,000	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	
	電動リフトハーネス交換	15,200	
電	電動ティルトハーネス交換	15,200	
	モーター交換	28,500	
	モーター部品交換	7,200	
	電動リクライニングモーター交換	17,000	
動	電動リフトモーター交換	60,900	
	電動リフトモーター部品交換	8,100	
	電動ティルトモーター交換	17,000	
	電動ティルトモーター部品交換	8,100	
車	ギヤーボックス交換	45,100	
	ギヤーボックス部品交換	9,700	
	電動リクライニング装置交換	53,300	
	電動リクライニング装置部品交換	22,200	
い	電動ティルト装置交換	53,300	
	電動ティルト装置部品交換	22,200	
	電動又は電磁式ブレーキ（手動兼用型用を除く。）交換	17,400	
す	電動又は電磁式ブレーキ（手動兼用型用に限る。）交換	12,500	
	手動ブレーキ交換	12,200	
	手動ブレーキ部品交換	7,200	
	クラッチ交換	8,600	
	フレーム交換	38,300	
	フレーム部品交換	8,900	
	シートフレーム交換	15,100	
	シートフレーム部品交換	6,400	
	電動リフトシートフレーム交換	81,200	
	電動リフトメインフレーム交換	101,500	
	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
	バックレストパイプ交換	8,800	
	アームレストパイプ交換	4,150	

アームレストクッション交換	3,450	
ガードアームレスト交換	5,000	
バックシート交換	6,900	
アンダーシート交換	7,500	
フットレスト交換	11,500	
フットレスト部品交換	5,200	
キャスター交換	9,600	
キャスター部品交換	3,900	
フロントホイール交換	4,300	
リヤー ホイール交換	5,200	
タイヤ交換	8,100	
リヤシャフト交換	6,700	
電動リフトシャフト交換	50,800	
電動ティルトシャフト交換	58,000	
電動リフトチェーン交換	50,800	
電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
手動兼用型電動装置交換	165,000	アシスト式は、55,000円増し とすること。
手動兼用型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000円増し とすること。
手動兼用型ホイール部品交換	3,900	
手動兼用型右側駆動装置交換	118,600	アシスト式は、21,900円増し とすること。
手動兼用型左側駆動装置交換	88,600	アシスト式は、39,900円増し とすること。
手動兼用型駆動装置部品交換	23,400	
バッテリー交換	21,500	密閉型は、2,000円増しとす ること。
バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	45,000	
バッテリーパーツ交換	2,300	
内蔵充電器交換	47,400	
外部充電器交換	20,000	手動兼用型は、5,000円増し とすること。
充電器部品交換	11,800	
オイル又はグリス交換	2,700	

	ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
	転倒防止用装置交換	3,750	
	クライマー セット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
	フロントサブホイール（溝・脱輪防止装置）交換	11,200	
	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
	人工呼吸器搭載台交換	25,000	
	栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
	点滴ポール交換	9,000	
歩行器	キャスター（大）交換	7,400	
	キャスター（小）交換	3,700	
	腰掛交換	4,850	
	肘当交換	7,200	
	ブレーキ交換	14,200	
	グリップ交換	1,850	
	塗装	8,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
歩行補助つえ	脇当交換	1,450	
	凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,000	
重度障害者用意思伝達装置	本体修理	50,000	
	固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
	入力装置固定具交換	30,000	
	呼び鈴交換	20,000	
	呼び鈴分岐装置交換	20,000	
	接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
	帶電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサー コントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
	筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
	光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
	呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	

	圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
--	-------------------	--------	--

(注)

- 1 價格は、原則として1枚（個）当たりとすること。
- 2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかるわらず、4,200円増しとすること。
- 3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。

障発第0331001号
平成20年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の改正について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が平成20年3月31日厚生労働省告示第147号をもって改正され、平成20年4月1日から適用されることとなった。

については、貴管内市町村及び関係機関等に対し、下記の点をご了知のうえ周知願いたい。

記

1 改正の要点

- (1) 最近の材料費及び人件費並びに一般市場価格の動向等に対応するため、価格の改定を行ったこと。
- (2) 座位保持装置の構造フレームの「(注)4」について、電動車いすを追加する等見直しを行ったこと。
- (3) その他の種目中、補聴器の名称欄について、標準型箱形を高度難聴用ポケット型に、標準型耳掛け形を高度難聴用耳掛け型に、高度難聴用箱形を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用耳掛け形を重度難聴用耳掛け型に、挿耳形を耳あな型に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、骨導型眼鏡形を骨導式眼鏡型に変更すること。

また、車いすの名称欄に、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型を、電動車いすの名称欄に電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型を追加すること。

- (4) その他の種目中、補聴器の修理部位欄について、箱形をポケット型に、耳掛け形を耳掛け型に、眼鏡形を眼鏡型に、挿耳形を耳あな型に、高度難聴用箱形を重度難聴用ポケット型に、高度難聴用イヤホン交換を重度難聴用イヤホン交換に、骨導型箱形を骨導式ポケット型に、高度難聴用耳掛け形を重度難聴用耳掛け型に、高度難聴用コード交換を重度難聴用コード交換に変更すること。

また、車いすの修理部位欄に、シリンダー用レバー交換、メカロック交換、ティルト用ガスダンパー交換、ワイヤー交換、クッション（立体編物構造のもの）を追加し、電動車いすの修理部位欄に、電動ティルトコントローラー交換、電動ティルトコントローラー部品交換、電動ティルト制御部交換、電動ティルト制御部部品交換、電動ティルトモーター交換、電動ティルトモーター部品交換、電動ティルト装置交換、電動ティルト装置部品交換、電動ティルトシートフレーム交換、電動ティルトシャフト交換、電動ティルト自動停止部品交換、電動ティルト自動停止制御部部品交換、電動ティルトハーネス交換を追加すること。

2 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。